

## 学校いじめ防止基本方針

北海道函館工業高等学校定時制課程

### 1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかい等のほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もおり、いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめの防止に向けて、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解消するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 2 いじめとは

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人的関係にある他者が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめは絶対に許されない行為である」を前提に、「いじめはどの生徒・学校でも起こりうる」ことを認識し、学校の最重要課題の一つとして、教職員が一丸となって組織的に対応する。

#### (3) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」や「傍観者」等、周囲の生徒がいる場合もあり、周囲の生徒は、抑止作用になる場合もあるが、促進作用になる場合もある。

#### (4) いじめの態様

冷やかし、からかい、悪口、脅し、仲間はずれ、集団無視、わざとぶつかる、叩く、蹴る、たかり、物を隠す、盗む、壊す、辱める、誹謗中傷（インターネット）等。

#### (5) ネットによるいじめ

ネットによるいじめには、文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶しめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載する等がある。

### 3 いじめの防止等に関する指導体制

学校教育全体を通して、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない行為である」ことへの理解を促し、豊かな情操や道徳心を持ち、他の人格を尊重する、心の通う人間関係を構築する。

#### (1) いじめの未然防止（表1）

(ア) 学校で行う様々な教育活動を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる

(イ) ホームルーム活動における望ましい人間関係作りに努める。

(ウ) コミュニケーション能力を育む。

(エ) 面談等を定期的実施する。

(オ) 情報モラル教育の充実に努める。

(カ) 保護者並びに地域住民、その他関係機関との連携を深めるとともに、いじめ防止に資する生徒の自主的活動を支援する。

(2) いじめの早期発見 (表2)

- (ア) 生徒の言動に留意し、小さなサインを見逃さない。
- (イ) 定期的なアンケート調査や聞き取り調査を実施するとともに、生徒及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう相談窓口を設置する。
- (ウ) 生徒とのコミュニケーションを増やし、状況を把握する。
- (エ) 教員間、保護者、関係機関と情報を共有し連携を図る。
- (オ) 北海道教育委員会の通知に基づき、職員によるネットパトロールを恒常的に実施する。

(3) いじめへの対応 (表3)

いじめを認知した場合には、速やかに事実確認を行い、組織として早急にいじめ解消に取り組むとともに、いじめを受けた生徒や保護者への支援を継続的に行う。

- (ア) いじめを受けた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くため、保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習を行わせる等の措置を講ずるなど、継続的に支援を行う。
- (イ) いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめを受けた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。
- (ウ) おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決できる力の育成を、あらゆる機会を利用して行う。
- (エ) いじめを受けた生徒の保護者へは、いじめを受けた生徒を全力で守り抜くという基本姿勢のもと、学校としての対応を明確に示し、学校の指導方針に理解を求めるとともに協力を依頼する。
- (オ) いじめを行った生徒の保護者へは、いじめは決して許されないという基本姿勢のもと、学校としての対応を明確に示し、学校の指導方針に理解を求めるとともに、家庭での指導についても依頼する。
- (カ) いじめは学校だけでの解決が困難な場合もあるので、必要に応じて、教育委員会、警察、医療関係、福祉関係などとの連携を図り、問題の解決にあたる。

#### 4 いじめ防止委員会

いじめの未然防止、早期発見、解消のために、次の機能を担う「いじめ防止委員会」を設置する。

(1) 委員の構成

委員長：教頭

委員：生徒指導部長、養護教諭、教育相談・特別支援委員会代表、スクールカウンセラー、PTA代表、関係職員

(2) 委員会の活動内容

① いじめ「未然防止」のための活動

○ 校内研修会、教育相談、教育活動の充実、保護者や地域との連携など

② いじめ「早期発見」のための活動

○ 調査やアンケートの実施と結果分析、聞き取り調査、教育相談、情報収集など

③ いじめ「解消」のための活動

○ 関係機関と連携し、組織として早急にいじめ解消と再発防止に取り組む。

○ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるよう必要な措置を講じる。

○ いじめを受けた生徒・保護者への支援活動だけでなく、いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言を継続的に行う。

○ 重大事態への対応

#### 5 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

(ア) いじめの早期発見に関わる取組に関すること

(イ) いじめの再発を防止するための取組に関すること

表の見方

委員会	委員会の関わり方
教職員	教職員の取るべき行動
生徒	生徒への対応
保護者	保護者への対応
外部機関	外部機関との連携の仕方

表1 いじめの未然防止

委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道徳教育や体験活動の充実を図るための情報収集に努める。</li> <li>・ いじめ防止等のための対策に関する研修等を計画・実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。</li> </ul>
教職員	普段の指導を通じて信頼関係を築き、望ましい人間関係の育成に努める。
生徒	学校教育活動を通して、規範・帰属意識を深めるように努める。
保護者	家庭との情報共有に努める。
外部機関	委員会が中心となり、他校の状況等、積極的な情報収集に努める。

表2 いじめの早期発見

委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめに関する調査を定期的に行い、現状の把握に取り組むとともに、必要に応じて聞き取り調査を実施する。</li> <li>・ 生徒や保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう相談体制の整備を図る。</li> </ul>
教職員	普段と様子が違う生徒がないかどうか注視し、生徒間の人間関係把握に努める。
生徒	気になる生徒に声かけをし、必要に応じて面談を実施して状況を把握する。
保護者	面談を実施した生徒の保護者に状況を伝える。
外部機関	他校での類似ケースの情報収集等、必要に応じて連携を図る。

表3 いじめへの対応

委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実確認といじめの実態把握に取り組むとともに、いじめを受けた生徒・保護者への支援策を講じる。</li> <li>・ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの時間に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講じる。</li> <li>・ 問題解決に有効な外部機関との連携を図り、職員への情報提供に努める。</li> <li>・ 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがある場合など、学校内で解決が困難と判断される場合には、関係機関と連携し必要な措置を講じる。</li> </ul>
教職員	<p>担任：関係する生徒の保護者へ連絡を取り、いじめを受けた側に立ち、毅然と対応することを伝え、問題解決の協力を要請する。</p> <p>他の教職員：該当生徒へのアフターケア等、個々の専門性を生かして取り組む。</p>
生徒	<p>関係生徒：いじめを受けた生徒等への心のケアに重点に置き、安心して教育を受けるために必要があると認められたときは、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じる。また、いじめを行った生徒には絶対に許されない行為であることを認識させる指導を行う。</p> <p>他の生徒：いじめを認識していた場合は、なぜそれを止められなかったか、なぜそのような行為が発生したのかを考えさせ、身近な問題として真剣に捉えさせる。</p>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめを受けた側に立った指導を基本とすることを伝える。</li> <li>・ いじめを受けた生徒の心のケアを中心に家庭と連携を図り取り組む。</li> <li>・ いじめを行った生徒には他人を尊重する大切さを家庭と連携を図り継続的に指導することを伝える。</li> </ul>
外部機関	学校内で解決が困難と判断される場合、関係機関と連携を図る。